

- [検討事項] ■議会活動の原則
- 公平、透明、信頼性
 - 開かれた議会

1. 考え方について

議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公平性、公正性、透明性を高めるとともに信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すものとする。

2. これまで検討を行った関連する検討項目

- | | | |
|---|---|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 議会広報の充実 | <input type="checkbox"/> 議会活動に関する資料の公開 | <input type="checkbox"/> 委員会等の資料開示 |
| <input type="checkbox"/> 議案等に関する各議員の態度の公表 | <input type="checkbox"/> 本会議、委員会の原則公開 | <input type="checkbox"/> 全ての会議の原則公開 |
| <input type="checkbox"/> 審議会等委員への就任辞退 | <input type="checkbox"/> 公平、公正な委員等の選任 | |
| <input type="checkbox"/> 民主的かつ効率的な議会運営 | <input type="checkbox"/> 市民に分かりやすい言葉、表現に努める | |
| <input type="checkbox"/> 委員会等の適切な運営（※協議中） | <input type="checkbox"/> 議員の政治倫理の確立、品位の保持（※協議中） | |
| <input type="checkbox"/> 議員定数決定の手続き（※協議中） | <input type="checkbox"/> 議員報酬決定の手続き（※協議中） | |

3. 参考条文、参考事例等

○所沢市 第3条（議会の活動原則）

議会は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を重視する議会運営を目指すこと。

○流山市 第3条（議会の運営原則）

議会は、次に掲げる原則に基づき運営を行うものとする。

- (1) 公開性、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。

○加西市 第3条（議会の活動原則）

議会は、主権者である市民に選ばれた合議制の代表機関であることを自覚し、公平性、透明性を重視して、市長等の市政運営を監視します。

○京丹後市 第2条（議会の活動原則）

議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市長等執行機関の市政運営状況を監視及び評価するものとする。

○防府市 第2条（議会の活動原則）

議会は、市政における意思決定機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視した議会運営に努めるとともに、市長その他の執行機関の市政運営状況を監視し、けん制する機能を果たさなければなりません。